

公 告

上工第10号 寺戸町北前田地区他配水支管布設（その1）工事について地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の規定により、次のとおり制限付き一般競争入札を実施する。なお、この工事は京都府電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）による案件である。

令和7年10月10日

向日市長 安 田 守

1 入札に付する事項

（1）工 事 名 上工第10号 寺戸町北前田地区他配水支管布設（その1）工事

（2）工事場所 向日市寺戸町北前田地区他

（3）工事の概要

DCIP(GX) φ 200	L= 50.0m
DCIP(GX) φ 150	L= 7.6m
DCIP(GX) φ 100	L= 5.5m
DCIP(GX) φ 75	L=204.1m
DCIP(K) φ 200	L= 8.0m
DCIP(K) φ 150	L= 2.2m
DCIP(K) φ 100	L= 0.9m
ドレン HIVP(TS)	N= 5箇所
ソフトシル仕切弁 φ 200	N= 3箇所
ソフトシル仕切弁 φ 150	N= 1箇所
ソフトシル仕切弁 φ 100	N= 1箇所
ソフトシル仕切弁 φ 75	N= 3箇所
特殊丁字管 φ 200×φ 100	N= 1箇所
特殊丁字管 φ 150×φ 100	N= 1箇所
不断水割丁字管 φ 200×φ 200	N= 3箇所
不断水割丁字管 φ 100×φ 75	N= 1箇所
ストッパー φ 200	N= 3箇所
ストッパー φ 150	N= 1箇所

ストッパーφ100

N= 2箇所

- | | | |
|-------------|------|-----------------------|
| (4) 工 | 種 | 管工事 |
| (5) 工 | 期 | 契約締結日の翌日から令和8年3月31日まで |
| (6) 予 定 価 格 | 事後公表 | |
| (7) 最低制限価格 | 事後公表 | |

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (2) 令和7年度・令和8年度向日市競争入札等参加資格者名簿に、地域区分が市内で、申請業種が「管工事」で登載されている者であること。
- (3) 管工事に係る特定建設業又は一般建設業の許可を有している者であること。
- (4) 管工事に係る国家資格を有する主任技術者を専任で配置できること（元請工事における下請金額合計が50,000,000円を超える場合は、管工事に係る監理技術者を専任で配置できること。）。
- (5) 配管に携わる者は、公益社団法人日本水道協会の配水管技能者登録証（耐震継手）を所有する者であること。
- (6) 穿孔に携わる者は、公益財団法人給水工事技術振興財団が発行する給水装置工事配管技能検定会（全国標準検定）に合格したことを記載した給水装置工事配管技能者証を所有する者であること。
- (7) 向日市の給水装置工事事業者の指定を受けている者であること。
- (8) 国又は地方公共団体が発注した水道布設工事でDCIPφ200mm（GX）以上の配水管布設工事又は布設替工事を令和2年度から令和6年度に元請として契約締結し、布設、完成した実績を有する者であること。
- (9) 競争入札参加確認申請書（以下「確認申請書」）の提出期限の日から開札までの期間に、向日市指名停止措置要綱（平成19年告示第19号）に基づく指名停止又は向日市暴力団等排除措置要綱（平成23年告示第96号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。
- (10) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始決定がなされている場合を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始決定がなされている場合を除く。）でないこと。

3 入札参加資格の確認

- (1) 当該工事の入札に参加しようとする者は、次に掲げる確認申請書等を添付の上、

市長（水道事業管理者の権限を行う市長）に 1 部提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、期限までに確認申請書及び資料を提出しない者並びに入札参加資格がないと認められた者は、本競争入札に参加することはできない。

①競争入札参加確認申請書 1 部

②配置予定技術者調書 1 部

申請書等の提出時に配置予定技術者が特定できない場合には、複数の配置予定技術者の記載を認めるが、この場合、配置予定技術者ごとに調書を作成すること。

③管工事に係る主任技術者（元請工事における下請金額合計が 50,000,000 円を超える場合は監理技術者）等の国家資格等の写し 1 部

資格者証、資格証明書、講習修了証等並びに自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者であることを証明するものの写し（源泉徴収票、雇用証明書等）

④配水管技能者登録証の写し 1 部

公益社団法人日本水道協会発行の配水管技能者登録証（耐震継手）等の写し及び自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者であることを証明するものの写し（源泉徴収票、雇用証明書等）

⑤給水装置工事配管技能者証等の写し 1 部

公益財団法人給水工事技術振興財団が発行する給水装置工事配管技能検定会（全国標準検定）に合格したことがわかる給水装置工事配管技能者証の写し及び自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者であることを証明するものの写し（源泉徴収票、雇用証明書等）

⑥同種工事の施工実績調書及び施工実績がわかる書類 1 部

耐震継手を有する水道管布設等の工事の実績を確認するため、CORINS竣工登録工事登録内容確認書の写し又は契約書の写し及び特記仕様書等（全文）の施工内容が分かる書類の写し

4 競争参加資格の確認手続

（1）申請書及び関係書類の配布

①入手方法

- ・原則として、京都府入札情報公開システム（以下「入札情報公開システム」という。）の入札公告・入札情報からダウンロードすること。
- ・やむを得ず窓口配布を希望する場合は、②に示す配布期間内に向日市都市整備部公営企業課総務経営係へ電話連絡の上、入手すること。

なお、配布は電子媒体とする。

②配布期間

令和7年10月10日午前9時から令和7年10月24日午後5時まで

(平日の午前9時から午後5時まで。ただし、正午から午後1時までを除く。)

(2) 申請書の提出

①提出方法等

- ・電子入札システムにより申請書を提出する者(以下「電子入札者」という。)は、電子入札システムの該当案件から申請書を提出すること。
- ・やむを得ず、発注者の承諾を得て紙入札方式により入札参加する者(以下「紙入札者」という。)は、③に示す受付期間内(平日の午前9時から午後5時まで。ただし、正午から午後1時までを除く。)に提出書類を持参すること。

②持参又は郵送する場合の提出先

〒617-0006

向日市上植野町久我田17番地の1

向日市都市整備部公営企業課 総務経営係

③申請書及び資料の受付期間

令和7年10月14日午前9時から令和7年10月24日午後5時まで

(平日の午前9時から午後5時まで。ただし、正午から午後1時までを除く。)

(3) 競争参加資格の確認通知

資格審査結果は、令和7年10月30日に電子入札システムにより通知する。

ただし、紙入札者には電話により連絡するので、通知書を向日市都市整備部公営企業課総務経営係まで受け取りに来ること。

(4) その他

- ①申請書等の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- ②提出された申請書等は返却しない。
- ③提出期限の日以降における申請書等の差し替え及び再提出は認めない。

5 設計図書の配布

(1) 入手方法

- ・原則として、入札情報公開システムの入札公告・入札情報からダウンロードすること。
 - ・やむを得ず窓口配布を希望する場合は、配布期間内の開庁時間(平日午前9時～午後5時、ただし、正午から午後1時までを除く。)に向日市都市整備部公営企業課総務経営係へ事前に電話連絡の上、入手すること。
- なお、配布は電子媒体とする。

(2) 配布期間

令和7年10月10日午前9時から令和7年10月24日午後5時まで

6 設計図書等に対する質疑及び回答

(1) 設計図書等に対する質疑

質疑があるときは、次により書面、ファクスまたはメールで提出すること。

①日 時 令和7年10月30日から令和7年11月4日正午まで

(午前9時～午後5時、ただし、正午から午後1時までを除く。)

②場 所 向日市都市整備部公営企業課総務経営係

(2) 設計図書等に対する質疑の回答

令和7年11月7日午後1時以降に入札情報公開システムに掲載する。

なお、質疑がない場合は回答の掲載等を行わない。

入札情報公開システムが閲覧できないなどの場合は、ファクス等で回答するので、向日市都市整備部公営企業課総務経営係へ事前に申し出ること。

7 入札期間及び開札の日時

(1) 入札期間

令和7年11月10日午前9時から令和7年11月12日午後5時まで

(2) 開札日時

令和7年11月13日午前10時

8 入札書等の提出方法

(1) 電子入札者は、7(1)に示す入札期間内に電子入札システムにより入札書及び工事費内訳書を提出すること。

(2) 紙入札者は、7(1)に示す入札期間内(午前9時から午後5時、ただし、正午から午後1時を除く。)に向日市都市整備部公営企業課総務経営係へ入札書及び工事費内訳書を持参により提出すること(郵送、ファクス又は電子メールによる提出は受け付けない。)。

(3) 入札書に記入する金額は、千円止めとすること。

(4) 入札書には、消費税及び地方消費税を含まない金額を記載すること。

(5) 入札執行回数は、2回とする。(2回目の入札を執行する場合は入札参加者に次回執行日時等についての連絡を別途行う。)

9 工事費内訳書の提出

(1) 工事費内訳書の内容は、入札金額に対応する内容で作成すること。

(2) 工事費内訳書の合計金額(消費税額抜き)と入札金額は必ず一致していること。

(3) 工事費内訳書は、市が指定する様式によること。

10 入札執行に関する事項

資格確認の結果、資格を有すると認められた者が1者のみの場合でも入札を執行する。

11 入札の無効

- (1) 本公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請をした者の行った入札並びに入札に関する条件に違反した者の入札は、無効とする。
- (2) その他の事項は、向日市上下水道事業契約規程（昭和58年水管規程第1号）による。

12 落札者の決定

- (1) 予定価格の範囲内で最低の価格で有効な入札をした者を落札者とする。ただし、最低制限価格未滿で入札した者は失格とする。
- (2) 落札者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじによって落札者を決定する。

13 入札保証金

入札保証金は免除とする。

14 契約の締結

本工事の契約の締結については、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未滿の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって、落札者と契約を締結する。また消費税法等の改正により消費税等の税率が変動した場合には、この契約をなんら変更することなく請負代金額に相当額を加減して支払う。

15 契約保証金

- (1) 落札者は、契約保証金を契約締結と同時に納めなければならない。契約保証金の額は、契約金額の100分の10以上の額とする。
- (2) 契約保証金の免除

金融機関又は保証事業会社等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

16 支払条件

(1) 前払金

向日市上下水道事業公共工事の前金払及び中間前金払に関する取扱要領第2条第1項に基づき契約金額の10分の4を超えない範囲内を限度としてこれを支払う。

(2) 中間前払金

向日市上下水道事業公共工事の前金払及び中間前金払に関する取扱要領第2条第2項に基づき既に支払った前払金に追加して、契約金額の10分の2以内を限度としてこれを支払う。ただし、前払金と中間前払金の合計額が契約金額の10分の6を超えてはならないこととする。

(3) 部分払

あり

17 問い合わせ先

京都府向日市上植野町久我田17番地の1

向日市都市整備部公営企業課 総務経営係

電話 075-874-3870

ファクス 075-933-3999

Mail koueikigyo@city.muko.lg.jp